

前回部会までの取組

- 病院に勤務する医師の労務管理に関するアンケート調査のフォローアップの実施
⇒ 都内病院の取組状況を把握するとともに、法令違反等が疑われる病院に対して必要な対応を助言（昨年度から継続して実施）
- 医師の働き方改革に向けた都独自調査の実施
⇒ 前回の部会にて、調査概要、結果（速報）、分析等を提示

調査概要

【目的】

都内医療機関における医師の勤務実態を把握し、東京都勤務環境改善支援センターが医療機関の取組を支援するための基礎資料とするとともに、令和6年度に特例水準が適用となる医療機関の候補を把握する。

【調査期間】

令和2年9月1日～令和2年9月30日

【調査内容】

「参考資料3 調査票」のとおり

【調査対象】

都内全病院

【回答率（令和2年12月末時点）】

60.1%（390病院／640病院）

結果（一部抜粋）

- ・ 特例水準適用申請予定の有無：「有」12病院、「検討中」58病院、「無」320病院
→ 「有」又は「検討中」70病院のうち、
 - ・ 申請予定の水準：「B水準のみ」33病院、「C水準のみ」6病院、「両方」31病院
 - ・ 時間外労働が年960時間以上の医師の有無：「有」20病院、「不明」15病院、「無」35病院
 - ・ 年間救急車受入台数：「3000台以上」40病院、「1000～3000台」10病院、「1000台未満」14病院

分析等

- ・ 具体的にどの診療科やプログラムで申請するか検討している病院もあれば、具体的な検討・取組に至っていない病院もある。
- ・ 医師の働き方改革に向け、必要な管理・取組を行っている病院もあれば、未だ実態が追い付いていない病院も多い。
- ・ 病院又は担当者が制度を理解せずに回答している可能性がある。

前回部会にていただいた御意見（一部抜粋）

- ・ 申請予定「有」又は「検討中」の病院が少ない印象で、回答内容の質が心配。申請しなくて良いのか、本当に年960時間以上の医師がいないのかなどを確認しながら進めるべき。
- ・ 病院によって関心の度合いに差があり、繰り返し情報発信等を行っていくことが必要ではないか。
- ・ 調査で本当に忙しい医師や病院をどうやって見つけるかが課題である。（忙しい病院ほど回答がないのではないか。）

医師の働き方改革に向けた都の取組について②

前回部会以降（令和3年1月～3月）の取組

- 病院に勤務する医師の労務管理に関するアンケート調査のフォローアップを継続して実施
- 都独自調査の未回答病院に対する確認
 - ⇒ 令和3年3月中旬時点で追加で67病院から回答あり → 回答率 71.4%（457病院／640病院）
 - ・ 特例水準適用申請予定の有無：「有」12病院、「検討中」68病院、「無」377病院
 - 「有」又は「検討中」80病院のうち、
 - ・ 申請予定の水準：「B水準のみ」41病院、「C水準のみ」6病院、「両方」33病院
 - ・ 時間外労働が年960時間以上の医師の有無：「有」24病院、「不明」16病院、「無」40病院
- 医師労働時間短縮計画策定支援のモデル病院の選定
 - ⇒ 都独自調査にて、申請予定の有無、計画策定支援希望の有無、年間救急車受入台数、960以上の医師の有無で抽出した病院と、国の労務管理調査にて、時間外労働年960時間以上の医師がいると回答した病院の中から、病床数、圏域、開設主体、医療機能、取組状況等を踏まえて数病院をピックアップ
 - 現在、ピックアップした病院へモデル病院としての支援を打診中であり、希望した2～3病院をモデル病院として選定予定
 - ※ 前回の部会では、今年度中にモデル病院への支援を行い来年度に本格実施する予定としていたが、緊急事態宣言を踏まえて今年度の支援実施は見送ることとした。

調査結果については適宜集計中
ある程度まとまれば公表予定

国の検討状況

- 医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめの公表（令和2年12月22日） ※参考資料4
- 医療法改正法案 国会提出（令和3年2月2日） ※参考資料5・6
 - ⇒ 法律案作成の過程で以下のとおり整理
 - ・ 令和6年4月までの間、時間外労働が年960時間を超える医師がいる医療機関は医師労働時間短縮計画の策定が**努力義務**
 - ・ 特例水準の指定申請には、医師労働時間短縮計画（案）の提出が必要（指定後に医療機関内で成案化）
 - ・ 指定申請前の評価機能による評価は、時短計画（案）の内容だけでなく、医療機関の申請時点での取組状況も評価対象

令和3年度の取組

- ・ 厚生労働省からの依頼に基づき病院に勤務する医師の労務管理に関するアンケート調査のフォローアップを実施する。
- ・ 都独自調査の回答内容に疑義のある病院へ詳細な確認を行い、必要な支援を行うとともに特例水準適用医療機関を絞っていく。
- ・ 特例水準を適用すべき病院への必要な支援に漏れがないよう、未回答病院への確認を行う。
- ・ モデル病院への医師労働時間短縮計画策定支援を行いつつ、希望があれば他の病院への支援も並行して進めていく。
- ・ 法改正の内容や働き方改革に関する各種通知、厚生労働省主催の研修会の案内など、医療機関に必要な情報を積極的に周知する。